

第 1 回 第 1 小委員会会議録

日 時 平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日 (土) 午前 1 0 時 5 1 分 ~ 午前 1 1 時 3 8 分

会 場 平田町農村環境改善センター 第 1 研修室

出席者

・委員長

阿部與士男

・委員

石川 憲雄 新館 俊雄 小林 隆逸 村上 正敏

・説明員

総務部会長 三柏 憲生 税分科会長 須貝 彰

人事分科会長 齋藤 研一 企画分科会長 丸山 至

企画分科会副会長 平向與志雄

・事務局職員

永田 斉 松永 隆

議事日程

1 開会

2 正副委員長の選出

3 委員長あいさつ

4 協議

(1) 協議第 9 号 協定項目 8 地方税の取扱いについて (その 1)

(2) 協議第 1 0 号 協定項目 1 0 一般職の職員の身分の取扱いについて

(3) 協議第 1 1 号 協定項目 1 1 特別職の職員の身分の取扱いについて

(4) 協議第 1 2 号 協定項目 1 2 条例、規則の取扱いについて

(5) 協議第 1 3 号 協定項目 1 4 一部事務組合等の取扱いについて (その 1)

(6) 協議第 1 4 号 協定項目 1 9 慣行の取扱いについて

(7) 協議第 1 7 号 協定項目 2 2 消防団の取扱いについて

(8) 協議第 1 9 号 協定項目 2 4 - (1) 納税関係事業の取扱いについて

- (9) 協議第 2 0 号 協定項目 2 4 - (2) 防災関係事業の取扱いについて
 - (10) 協議第 2 7 号 協定項目 2 4 - (1 0) 商工関係事業の取扱いについて
 - (11) 協議第 2 8 号 協定項目 2 4 - (1 1) 観光関係事業の取扱いについて(その 1)
 - (12) 協議第 3 4 号 協定項目 2 4 - (1 8) その他事務事業の取扱いについて
 - (13) 協議第 3 6 号 協定項目 1 4 一部事務組合等の取扱いについて(その 2)
 - (14) 協議第 3 7 号 協定項目 1 8 町(字)の区域及び名称の取扱いについて
 - (15) 協議第 3 9 号 協定項目 2 4 - (11) 観光関係事業の取扱いについて(その 2)
 - (16) 協議第 4 1 号 協定項目 8 地方税の取扱いについて(その 2)
 - (17) 協議第 4 2 号 協定項目 1 4 一部事務組合等の取扱いについて(その 3)
- 5 その他
- 6 閉会

開会 午前10時51分

事務局（永田 斉） それでは、全体協議会に引き続きまして、小委員会の方をこれから始めさせていただきたいと思います。皆様には大変、全体会に引き続きましてご苦勞をおかけいたしますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、本日は、午後には議会の小委員会も予定されておりますので、一応、午前中、12時までをめぐりに進めさせていただきたいというふうに思います。

本日は皆様出席でございます。欠席の委員はございません。小委員会規程第5条第2項の定足数に達しておりますので、ただいまより北庄内合併協議会の第1回の第1小委員会を開会させていただきます。

正副委員長の選出

事務局（永田 斉） 第1回目ということで、次第にもございますとおり、最初に正副委員長の選出という手続が必要になりますので、これは規定上、互選ということになっておりますが、いかがいたしましょうか。

委員（新館俊雄） 確かに、遊佐町さんが離脱後の初めての第1回目の会議ということでありましてけれども、先ほどのお話のとおり、今まで協議会を重ねてきたという形ですので、新しい小委員会ではありますけれども、前委員長、副委員長を推薦しますので、お取り計らいをお願いしたいと思います。

事務局（永田 斉） 今、新館委員からご発言がございましたが、皆さんいかがでしょうか。

〔「そうしてください」と発言する者あり〕

事務局（永田 斉） それでは、今、新館委員からもご発言がございましたように、北部地域合併協議会の当時の第1小委員会の委員長、副委員長を、そのまま引き続き新しい第1小委員会の委員長、副委員長をお願いしたいということでございますので、委員長でありました阿部委員に、副委員長でありました小林委員に、それぞれこの第1小委員会の委員長、副委員長を引き続きお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。（拍手）

それでは、初めに委員長から一言ごあいさつをお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（阿部與土男） それでは、おはようございます。一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま推薦を受けまして、庄内北部地域合併協議会の当時の第1小委員会の委員長、そして副委員長を小林隆逸委員に補佐していただきまして、大変つつがありながら、きょうは来ましたんですけれども、ただいまいろいろ話がありまして、先ほど北庄内合併協議会が設立なされまして、第1小委員会、そういった案件等々について審議されるということで、委員長を引き受けさせていただきます。皆様方には大変ご迷惑をかける機会が多いと思いますけれども、隆々のメンバーでもございますし、スタッフの方々も大勢おいでになりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

きょうは、全部で17件の案件が第1小委員会に付託されているわけでありましてけれども、15件については既に私どもでご議論を重ねてきた経過がありますので、その件と、改めて本日付託されました16、17の項目の関係についてと、2つに分けた形の中で進めていくことかなというふうに思いますが、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

事務局（永田 斉） ありがとうございます。

それでは、小委員会規定第4条第3項の規程により、議長は委員長が務めることになっておりますので、ここからは委員長に議長をお願ひいたします。

協議第9号 協定項目8 地方税の取扱いについて（その1）ほか14件

委員長（阿部與士男） それでは、議事に入らせていただきます。

規程によりまして議長を務めますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

確認案件といたしまして、（1）の協議第9号 協定項目8 地方税の取扱いについて（その1）から、（15）の協議第39号 協定項目24 - （11） 観光関係事業の取扱いについて（その2）までを一括して議題といたしたいと思ひます。

事務局の説明を求めます。

それから、資料が大変ふくそうして多いようでもございますので、最初に資料の確認等々も含めまして、以後説明していただくようにお願ひ申し上げたいと思ひます。実は私もわからないので。

事務局（永田 斉） それでは、事務局から、最初に議題に上がりました協議第9号から協議第39号までを説明いたしますが、この厚手の資料に基づいて説明をしていただきたいと思ひますのでお願ひいたします。

先ほどの全体会議の中でもご説明いたしましたとおり、基本的には、これまで北部地域合

併協議会の中で協議してきた内容を尊重して、改めて協議をしていただくということですが、これからご説明する内容につきましては、既に当小委員会で確認を終え協議会全体会議でも確認を終えたもの、それから、この小委員会で確認を終えておりましたが、報告がまだできていなかったものについて、これから改めて確認の意味も込めてご説明を申し上げたいと思います。

資料の、最初に見出しのところの8番のところをお開きいただきたいと思います。

最初に、協議第9号の地方税の取扱いについて(その1)ですが、この部分は内容的に、これまで「1市4町」という表現を使っておりましたが、ここを「1市3町」というふうに文言を修正しただけで、内容に修正はございません。

それから、次は10番のところをお開きいただきたいと思います。

10番は、一般職の職員の身分の取扱いについてであります。これも「1市4町」を「1市3町」という文言の修正だけでございます。

次に、11番、特別職の職員の身分の取扱いについてでございますが、ここも「1市4町」を「1市3町」という文言に修正した以外は変更はございません。

次に、12番、条例、規則等の取扱いについてでございますが、ここは全く修正がございません。前に確認をいただいていたとおりでございます。

次が14番、一部事務組合等の取扱いについて(その1)でございますが、ここも「1市4町」あるいは「4町」という表現があったのですが、ここを「1市3町」、「3町」という文言に修正をしております。

さらに、これまで確認していただいた内容では、月光川水害予防組合のついでに記述がございましたが、これは遊佐町だけに係る項目でありましたので、今回はこの項目を削除させていただきます。

次は、19番をお開きいただきたいと思います。慣行の取扱いということでございます。

ここは基本的に内容に修正はありませんが、全体会議でも説明がありましたとおり、名誉市民、名誉町民の関係につきましては、これまで具体的に表彰されていたという関係から、酒田市と松山町というふうな表現をしておったのですが、8月に平田町さんで新たに名誉町民の表彰がありましたので、この辺の表現を若干修正を加えまして、この議案の(2)のところにありますとおり、「各市町の名誉市民及び特別名誉市民は」というふうに文言を修正をしております。

次に、22番をお開きいただきたいと思います。

消防団の取扱いについてですが、これは全く修正がございません。前に確認をしていただいたとおりでございます。

次に、24番の(1) 納税関係事業の取扱いについてですが、ここも全く修正はございません。

続きまして、(2)のところをお開きいただきたいと思います。

防災関係事業の取扱いについてということですが、ここも内容的には修正は加えてございません。

次に、(10)をお開きいただきたいと思います。

商工関係事業の取扱いについてでございますが、ここも内容的には修正は加えてございません。前に確認をしていただいたとおりでございます。

次の(11)観光関係事業の取扱いについて(その1)でございますが、ここも修正はございません。

それから、(18)をお開きいただきたいと思います。その他事務事業の取扱いについてということで、議会議員の政務調査費について確認をしていただいたわけですが、ここも前に確認をしていただいたとおりで、修正の箇所はございません。

以上が、この第1小委員会でご協議をいただいて、全体会議でも確認をしていただいた内容でございます。

それから次に、小委員会で確認をいただいて、全体会議の報告をまだやっていないというものについて、ご説明を申し上げたいと思います。

14番をお開きいただきたいと思います。

14番、一部事務組合等の取扱いについて(その2)でございます。ここも、前に確認をしていただいたとおりで、特に修正箇所はございません。

次に、18番をお開きいただきたいと思います。町(字)の区域及び名称の取扱いについてということでございます。ここも前にご議論をいただいたとおり、修正箇所はございません。

それから、最後に24の(11)観光関係事業の取扱いについて(その2)ということですが、ここも前回確認していただいたとおりで変更はございません。

今ご説明申し上げたのは、24の(11)観光関係事業の取扱いについて(その2)でございます。(その1)と(その2)が重なっておりますので、資料を3ページくらいめくっていただくと、(その2)の議案が出てまいりますので、こちらの(その2)のことになりますが、これも前回の小委員会で確認をされておりました調整方針に変更はございませんので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、簡単ではございますが、これまで確認をしていただいたこと資料のご説明を申し上げましたが、今回の提案の趣旨は、これまでの北部地域合併協議会の協議を尊重いたしまして、既に確認された内容、趣旨については特に修正、変更はありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

委員長（阿部與士男） ありがとうございます。

ただいま調整方針の内容について、遊佐町の離脱に伴う削除、あるいは変更ということで説明がなされました。

特に、字句の変更の中では、協議第14号 協定項目19で、慣行の中の「酒田市及び松山」というところが「各市町の」というところで、この文言が変わったようでございますので、これらも含めまして委員の皆様からご発言をいただきたいというふうに思ひます。

かなりのボリュームがあつて、思い出せば出てくるかもしれないけれども、検索するのも大変ですね。

特にございませんですか。

〔「ありません」と発言する者あり〕

委員長（阿部與士男） それでは、協議第9号 協定項目8 地方税の取扱いについて（その1）から協議第39号 協定項目24 - （11） 観光関係事業の取扱いについて（その2）までの以上15件については、既に十分な協議の上、確認しておりましたけれども、ただいま修正等が、あるいは削除等を含めました案をお示しいたしましたところ、異議がないようですので、このとおり確認をしていきたいというふうに思ひます。よろしゅうございますか。

〔「はい」と発言する者あり〕

委員長（阿部與士男） ありがとうございます。

それでは、この関係については原案のとおり確認されましたので、協議会の方に報告をさせていただきます。

協議第41号 協定項目8 地方税の取扱いについて（その2）

委員長（阿部與士男） 次に進みます。

協議第41号 協定項目8 地方税の取扱いについて（その2）を上程の上、議題といたし

ます。

事務局の説明を求めます。

総務部会長（三柏憲生） それでは、私からご説明申し上げますけれども、資料といたしましては、本日配付資料ということになるのでしょうか、少々厚目の資料でございます。

それで、ただいまご提案になりましたのは協議第41号ですので、次の協議第をめぐっていただいて、協議第41号 協定項目8 地方税の取扱いについて（その2）をお開きいただきたいと思えます。よろしゅうございますでしょうか。

ただいまご提案、説明を求められました協議第41号 協定項目8 地方税の取扱いについて（その2）についてご説明申し上げます。

新市における都市計画税については、現在都市計画区域が設定されております酒田市と八幡町の現行の課税区域と、それから税率をそのまま新市に引き継ぐということでございます。

さらに、現在、酒田市の税率が制限税率の100分の0.3、八幡町の税率が100分の0.25となっておりますけれども、これを合併特例法で不均一課税が許されております5年以内に、制限税率である100分の0.3に統一するという調整方針内容でございます。

なお、資料にもございますように、松山町、平田町には現在都市計画区域の用途指定地域はございません。また、都市計画税条例もないことを申し添えさせていただきます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長（阿部與土男） ありがとうございます。

ただいま提案されております地方税法、特に都市計画税の関係でございますけれども、酒田市、八幡町には条例が制定されておりますけれども、この関係について、ただいまの説明について質疑、ご意見等をお伺いいたしたいと思えます。

ありませんか。

私から聞くのはあれだけれども、5年以内というのは5年目なんですか、そこら辺のめどというのは、何か説明いただけますか。

事務局。

税分科会長（須貝 彰） 税分科会の須貝です。この表現でありますけれども、不均一課税が許されるのが5年、最大限5年ということでありますので、必ずしも5年までするというのではなくて、その前に新市になって検討して、これより短い期間で制限税率に移行できれば、その期間でも八幡町の税率を100分の0.3にすることはあり得るという内容でございます。

委員長（阿部與土男） 石川委員。

委員（石川憲雄） これは0.25が0.3となった場合に、八幡町は1件当たりどれくらい上がるというのか、そういう数字は出ているんでしょうか。

委員長（阿部與土男） 事務局。

事務局（永田 斉） まだ分科会の中では詳細な試算はしておりませんが、八幡町の担当課長さんの試算をざっとしていただいたというところでは数百万円程度ということで、ただ1世帯当たりまではちょっと試算をしていないようでしたけれども、そういう程度の負担増にはなるというお話がございました。

委員長（阿部與土男） 石川委員。

委員（石川憲雄） ここには関係ないんですけども、後で出てくるんですけども、都市計画区域内である程度優遇して税金をいただいているという関係で、工事の方もある程度、その区域内でやってほしいというような要望があるわけですけども、その辺のところとの絡みはどうなっているんですか。

委員長（阿部與土男） 建設計画の内容まで入るんですけども、お答えできる方はいますか。事務局。

事務局（永田 斉） 都市計画税自体が目的税ということでございますので、当然そういった都市計画決定の内容の都市計画事業に基づいて事業が進められていきますので、一般論ではございますが、ほかの事業に比較すれば、都市計画決定という内容を受けまして事業をする、より積極的に進められていくんだらうというふうには思います。いずれにしましても、このたびの新市の建設計画、あるいは新市での総合計画に基づいて、その辺は調整をされていくことになるというふうに今のところは考えております。

委員長（阿部與土男） いいですか。

委員（石川憲雄） もうちょっと自分でも調べてみます。

委員長（阿部與土男） 区域はどうなりますか、都市計画区域は。

委員（石川憲雄） 区域は一条、観音寺地区だけなんです。

〔「関連、委員長」と発言する者あり〕

委員長（阿部與土男） 新館委員。

委員（新館俊雄） 今、100分の0.25から100分の0.3に5年以内ということで答弁がありました。確認ですけども、平田町さんと私の方は都市計画がないわけですので、それと同時に発するという理解でいいのでしょうか。その辺を確認します。

委員長（阿部與士男） 事務局。

事務局（永田 斉） これは都市整備分科会での議論との関係がございまして、分科会の中では都市計画区域の決定に当たっては、一応現在の区域をそのまま引き継ぎますと。新たに新市でどのように設定するかは、新市になってから全体的な都市計画を検討していくという調整方針で既に確認をされておりますので、その内容が決まってから当然、その区域に対して課税するかどうかという検討がなされると思いますので、現在のところは、この5年以内に調整をするという考え方の中には、現在の平田町さんと松山町さんを新たに課税するという考え方はございません。それは新たに新市になってから検討されるということになっております。

委員長（阿部與士男） ほかに。

小林委員。

委員（小林隆逸） ただいま、松山町さんからもなっていない地域ということでのご質問があったわけですが、平田町もそういう状況下で、なっていないということでもあります。しかし、ご案内のように、この周辺の住宅化が急速に進んでいるという状況下にありまして、この都市計画区域の概念といいますか、いずれそういう状況があれば、平田町も松山町も、その地区によってはこういった対象になるであろうということも想定されるわけでもあります。したがって、概念的にどのような状況になれば、このような指定地域になるんだという、そういった基準というものがある程度明確ですか。

委員長（阿部與士男） 事務局。

事務局（永田 斉） 指定基準と申し上げますよりは、都市計画決定というのは、基本的には乱開発というか、開発を適正に進めていくために、その一定のエリアを指定をしながら、計画的な開発を進めていこうという制度でございますので、開発を促進させるためだけに都市計画区域決定ということは、それだけのためではないということをご理解願いたいと思います。

具体的な例としましては、現在酒田市の中でもいわゆる郊外というか、委員長の新堀地区とか、流域下水道の工事を進めておる関係で、そういった工事にあわせて、周辺を都市計画決定を今しているところでありますし、あるいは新たな道路の計画等が出てくれば、それに伴って、その地域が開発をされることが想定されますので、それらの区域を新たに都市計画区域を設定していくということがあろうかと思えます。いずれにしましても、今、小林委員からご発言がありましたように、一定程度、既に開発等も進んでいるということもあり

ますので、これが合併をして新市になった場合に新たな計画、今までの建設計画等も含めて、具体的な事業を想定をしていく中で、区域決定をするかどうかということが協議をされていくのではないかとこのように考えております。

委員（小林隆逸） わかりました。

委員長（阿部與士男） そのほか、もしなければ、協定項目 8 地方税の取扱いについて（その 2）は、原案のとおり確認することに異議ございませんか。

〔「はい」と発言する者あり〕

委員長（阿部與士男） ありがとうございました。

それでは、協議第 41 号 協定項目 8 地方税の取扱いについて（その 2）は、原案のとおり確認いたしましたので、協議会の方に報告をさせていただきます。

協議第 4 2 号 協定項目 1 4 一部事務組合等の取扱いについて（その 3）

委員長（阿部與士男） 次に進みます。

協議第 42 号 協定項目 14 一部事務組合等の取扱いについて（その 3）を上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

総務部会長。

総務部会長（三柏憲生） 続いての資料、協議第 42 号となっております。資料をお開きください。

協定項目 14 一部事務組合等の取扱いについて（その 3）でございます。

（ 3 ）の退職手当組合に関する取扱いでございますが、その内容をご説明申し上げさせていただきます。

現在、酒田市を除きます 3 町は、山形県市町村職員退職手当組合に加入をいたしております。それで、合併に当たって、新市として組合に加入すべきかどうかについて検討をいたしてまいりました。その結果、長期的に見たときに、加入しない方が財政負担が相当少ないということから、合併に当たっては 3 町が脱退すべきだという考えに至っております。

なお、その際、合併に当たって脱退した場合、一時的に清算金の負担が生じるようございます。その清算金の金額、それから負担方法、それらについてはこれまでも退職手当組合側と内部協議を行ってまいりましたけれども、なお詰める意味で話し合いをする必要がございます。

います。それらに関することを合併までに調整するという調整方針内容となっております。

以上、簡単にご説明申し上げましたけれども、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

委員長（阿部與土男） 企画分科会長。

企画分科会長（丸山 至） 企画分科会の丸山でございます。

協議第42号 協定項目14でございますけれども、公社・第三セクター等についてということで、土地開発公社の取扱いについてご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧くださいませでしょうか。

現在、公有地の拡大に関する法律に基づきまして、公共用地等の取得、管理、処分等を行います土地開発公社が設置されているわけでございますが、資料にもございますように、酒田市にありましては「酒田市土地開発公社」、それから3町にありましては「余目町ほか4町土地開発公社」の方に所属をしているというふうな形で、今回の合併協議に伴いまして、2つの土地開発公社の統合ということが大きな問題となってまいります。これにつきまして、調整方針としてそこがございますが、今回（案）をまとめたところでございます。

土地開発公社につきましては、まず3町が加入いたします「余目町ほか4町土地開発公社」につきましては、「酒田市土地開発公社」に3町が保有する債権、債務を引き継いで、3町は合併の日の前日までに「余目町ほか4町土地開発公社」を脱退する。

「酒田市土地開発公社」については、「余目町ほか4町土地開発公社」において3町が保有する債権、債務を引き受け、新市における土地開発公社とするという内容でございます。

資料の2ページは、2つの土地開発公社の役員構成等の現況を整理をした資料でございます。平成16年3月31日現在の状況でございますが、それぞれの項目ごとに調整方針を右側に整理をさせていただいておりますけれども、基本的に酒田市の土地開発公社に合わせるというふうな形の調整方針でございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

3ページは、財務状況の資料でございます。貸借対照表という形で整理をしておりますが、「余目町ほか4町土地開発公社」については、八幡町、松山町、平田町の分ということで保有しております資産関係、あるいは出資をした基本金関係、こういったものの明細をわかるように表にさせていただきました。これにつきましても、財産関係調整方針としては、それぞれの3町の分は酒田市の土地開発公社に引き継ぐというふうな調整方針になってまいります。

なお、長期保有土地ということで、一番下の欄にございます。5年間以上保有している土地のことでございますが、「余目町ほか4町土地開発公社」につきまして、松山町の住宅団地分が750平米弱ほどございますけれども、これにつきましては土地の回転、近年の動きがあるということで2区画ほど残っているということでございますけれども、早晚、これも売却されるだろうという見通しのもとで、そのまま酒田市の土地開発公社に引き継ぐという結論を出させていただいたところでございます。

それから、4ページにつきましても借入金等の状況、あるいは市または町によります債務保証の状況等について整理をさせていただいております。これにつきましては、酒田市の土地開発公社に合わせた形で今後調整をするというふうな内容になっているところでございます。

以上、簡単ですけれども、土地開発公社の取扱いについての調整方針（案）の説明をさせていただきます。

委員長（阿部與士男） ありがとうございます。

ただいま協定項目14の中で、1つは、退職手当組合の脱退の関係、それから、もう一つは土地開発公社、酒田市と「余目町ほか4町土地開発公社」とのかかわり合い、この2点について説明を受けましたので、この関係について皆様よりご意見、ご質問等をお受けいたしたいと思います。

新館委員。

委員（新館俊雄） 退職手当組合の関係については、ここの（3）のとおりで、内容はそのとおりなのかもしれませんが、当組合から脱退することについて、資金的なものを、これを出さなければならないと、負担しなければならないということですが、この文句では、その方が得だということであれば、これはいいわけですけれども。小委員会でありますので、もう少し詳しい数字的なものも示される範囲内で示していただければ、私どもは大変参考になるなと思いますので、よろしくお願いします。

委員長（阿部與士男） 事務局。

人事分科会長（齋藤研一） 人事分科会長を仰せつかっております酒田市の齋藤でございます。引き続きよろしくお願いいいたします。

新館委員さんの方から数字的なものを示してほしいというようなことでございますけれども、1市3町で中長期的に負担金を払った場合、それから退職金をいただいた場合のシミュレーションをしてみました。先ほど会長から合併の期日を平成17年11月1日を基本としとい

うふうな話があったわけですが、いろいろなシミュレーションの形で、たまたまと申しましょうか、平成17年11月の加入の場合というふうな選択の計算もしてあったものですから、これで申し上げたいと思います。平成17年から21年の5カ年で累積の退職金、あるいは累積の負担金があるわけでありましてけれども、加入する場合には加入負担金というふうなものが生じます。これが11億7,000万円ほどあるんですけれども、これは現行制度です。それで見ただけの場合に、この5年間で累積の退職金が40億3,900万円ほどになります。累積の負担金をずっとかけていくわけですが、その負担金総額が78億8,800万円でございますので、約38億4,900万円ほどの持ち出しになると。

それから、10年間を見た場合に、累積の退職金が108億700万円ほど、累積の負担金が149億7,000万円ほどございまして、41億6,500万円ほど持ち出しになると。これをずっと20年間くらいまで見ているんですけれども、この差はずっと縮まらない傾向にあります。

もう一つは、手当組合の方から入っていただきたいというふうなことなんだと思うんですけれども、これは事務局段階の話なんです。11億7,000万円の加入負担金は、それは考慮してもいいというふうな話を伺いました。考慮してもいいという話を伺って、同様な試算をしたわけでありまして、これでも同じく、15年くらいの累積を見ても12億2,000万円ほどございまして、控除されたとしてもこの差は埋まらないというふうなことでございまして、したがって、ここにございまして調整方針にありますような財政負担の少ない取扱いを選択したいというふうなことでございまして。

委員長（阿部與士男） いいですか。

ほかにございせんか。

村上委員、いいですか。

各議会、あるいは各町でも、この関係についてはいろいろ検討もされ、あるいは説明も受けられておるかと思っておりますけれども。

小林委員、いいですか。

それでは、今の土地開発公社の関係で質問がないようでありますけれども、これはあれですか、最後は、合併期日は酒田市に合わせてくるんですね、統合関係は。余目の方ではどういうふうな措置をなさるものですか。立川町、余目町の合併が先に進むでしょうか。

事務局。

企画分科会副会長（平向與志雄） 余目町の方では合併が早くなりますから、まず構成団体の数を変えると。予定では、庄内町ほか3町土地開発公社ということで、一たん定款を変え

て進むと。最終的には庄内町だけが残って、3町は酒田市の方に移行するというので、解散とかを繰り返さないで、脱退、加入とかの手続だけで解決していこうというふうな形で進んでいくことで今調整がなされております。

委員長（阿部與士男） というような手続のようです。手続上の問題でしたね。

この関係について特別にございませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

委員長（阿部與士男） 質問がないようですので、お諮りをいたします。

協議第42号 協定項目14 一部事務組合等の取扱いについて（その3）は、原案のとおり確認してもよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

委員長（阿部與士男） ありがとうございます。

それでは、協議第42号 協定項目14 一部事務組合等の取扱いについて（その3）は原案のとおり確認いたしましたので、この関係についても協議会の方に原案どおり報告させていただくということにさせていただきたいというふうに思います。

それでは、本日協議をお願いいたしました17件については、皆様から先ほどいただいたご意見等の趣旨を十分踏まえまして、次回の協議会に報告をさせていただきたいと思います。

なお、報告書の作成については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

委員長（阿部與士男） ありがとうございます。

それでは、以上で付託されました17件の議案については議了いたしましたので、慎重な審議をいただきまして大変ありがとうございました。時間内に協議が終了されましたことも改めて御礼を申し上げ、また当局の方から説明等も受けました。ありがとうございました。

これにて閉会いたします。

閉会 午前11時38分